

求人者・求職者の皆様へ

取扱職種の範囲等の明示

株式会社プロテクト

有料職業紹介事業許可番号（32-ユ-300041）

【本社】〒690-0887 島根県松江市殿町 517-104

【TEL】0852-59-5266 【FAX】0852-23-5295

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 により、以下項目を明示します。

●取扱職種の範囲等

・取扱職種：全職種

・地域：国内

●手数料に関する事項

・求職者から徴収する手数料等はありません。

・求人者から徴収する手数料等については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人・求職の申込みを受理した時以降、 求人・求職者に提供する紹介の サービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1 年 間で支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30％（または 500,000 円）※上記のうちどちらかの高い方とする 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1 年 間で支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30％（または 500,000 円）※上記のうちどちらかの高い方とする 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1 年 間で支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30％（または 500,000 円）※上記のうちどちらかの高い方とする 手数料負担者は求人者とします。

就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1 年 間で支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30%（または 500,000 円）※上記のうちどちらかの高い方とする 手数料負担者は求人者とします。
-----------------------------	--

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

●苦情の処理に関する事項 求職者または求人者からの苦情の申出があった場合は、職業安定機関と連携を図りつつ、誠意をもって対応いたします。

苦情申出先：株式会社 プロテクト 職業紹介責任者：高橋 満 連絡先：0852-59-5266

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当事業所は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、 事務所内職員とする。個人情報取扱責任者は、職業紹介責任 者 高橋 満とする。
2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・ 指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習を受講 するものとする。
3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、停滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に務めることとする。
4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担 当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。 なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者 高橋 満 とする。

●返戻金制度に関する事項 当事業所は、返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に手数料の一部を払戻する制度）は 以下のとおり設定しています。

- ・就業開始後 1 ヶ月以内の自己都合退職又は解雇の場合・・・ 100%払い戻し
- ・就業開始後 3 ヶ月以内の自己都合退職又は解雇の場合・・・ 75%払い戻し
- ・就業開始後 6 ヶ月以内の自己都合退職又は解雇の場合・・・ 50%払い戻し
- ・就業開始後 6 ヶ月以降の自己都合退職又は解雇の場合・・・ 返戻金なし